

東京農業大学校友会岩手県支部会則

(名称等)

第1条 この会は、東京農業大学校友会岩手県支部と称し、東京農業大学を卒業し又は終了した者で岩手県に在住する者（以下「会員」という。）をもって組織する。

2 当支部は、事務所を支部長の指定した住所地におくものとする。

(目的)

第2条 当支部は、会員の相互親睦、社会活動の助長及び福祉の向上を図り、併せて学校法人東京農業大学の発展に寄与することを目的とするものとする。

(事業)

第3条 当支部は、前条の目的を達成するために各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 会員の集会及び会議に関すること。
- (2) 会員名簿の刊行及び会員相互の開催に関すること。
- (3) 各種の研究会または講演会の開催に関すること。
- (4) 会員の就職、慶弔等に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(役員)

第4条 等支部に次の役員をおく。

顧問	若干名
相談役	若干名
支部長	1名
副支部長	若干名
幹事	若干名
監事	3名以内

2 支部長、副支部長及び監事は会員の互選により、顧問・相談役及び幹事は第8条に規定する代議員会により選任するものとする。

3 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会務等)

第5条 支部長は会務を經理し、当支部を代表する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは又は支部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他役員に欠員が生じたときは補欠者を選任する。この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

ただし、支部長において業務執行上支障がないとみとめたときは、改選期までこれを行わないことがある。

- 4 幹事は、具体的な会務を行い、幹事会を構成する。
- 5 監事は、支部の会計を監査し、総会に報告する。
- 6 相談役は、支部活動の重要事項を審議する。

(顧問)

第6条 当支部に顧問をおくことができる。

(支部総会)

第7条 支部総会は毎年1回以上これを開催し、支部規約の制定、改廃、支部予算議決、決算の承認その他の事項を審議し、また議決する。

(代議員及び代議員会)

第8条 当支部を12の地区に分け、各地区に若干名の地域代表者（以下「代議員」という。）をおく。

- 2 代議員は支部長の推薦により、総会の承認を得て選任する。
- 3 代議員は地域代表者として、代議員会を組織する。

(招集)

第9条 支部総会、幹事会及び代議員会は、支部長がこれを招集する。

(会費等)

第10条 当支部の運営にかかる経費は、会費及び寄付金をもって充てるものとする。

- 2 会費は支部総会において定め、その額を収めるものとする。

(会計年度)

第11条 当支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 当支部に庶務を処理するため事務局をおく。

- 2 事務局長は支部長が指名するものとする。

附則

この規則は、平成5年10月23日から施行する。

改定

この会の会則は平成15年11月15日より施行する。